

## 市税・保険料の納付

### ◆令和6年度市税・保険料の納期カレンダー(日付は納期限です)

| 市税・保険料                                      | 4月         | 5月         | 6月        | 7月         | 8月        | 9月         | 10月         | 11月        | 12月         | 1月         | 2月         | 納付書発送       |
|---|------------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-------------|------------|-------------|------------|------------|-------------|
| 固定資産税                                       | 1期<br>4/30 |            |           | 2期<br>7/31 |           |            |             |            | 3期<br>12/25 |            | 4期<br>2/28 | 4月中旬        |
| 軽自動車税<br>(種別割)                              |            | 全期<br>5/31 |           |            |           |            |             |            |             |            |            | 4月下旬        |
| 市県民税<br>(普通徴収)                              |            |            | 1期<br>7/1 |            | 2期<br>9/2 |            | 3期<br>10/31 |            |             | 4期<br>1/31 |            | 6月上旬        |
| ・国民健康保険料<br>・介護保険料<br>・後期高齢者医療<br>保険料(普通徴収) |            |            |           | 1期<br>7/31 | 2期<br>9/2 | 3期<br>9/30 | 4期<br>10/31 | 5期<br>12/2 | 6期<br>12/25 | 7期<br>1/31 | 8期<br>2/28 | 7月上旬～<br>中旬 |

\*納付書が届かない場合は、納期限までに下記問合先までご連絡ください

### ◆納付書様式 (市税の納付書には地方税統一QRコードが印字されています)



①市税・保険料の種類

②納付金額

③納付期限・期別  
納付書は1つにつづられていません。納期の順番と保管に注意し、納付の際は納期を必ずご確認の上、期限までに納めてください。  
なお「全期分」の納付書は、各期別の全額を納付する場合にお使いください。

### ◆便利な納付方法

#### スマホ決済

納付書に印字されているバーコード情報をスマホで読み取ることにより、アプリに登録した預貯金口座やチャージした電子マネーから納付できます。

#### 【利用可能なアプリ】

LINE Pay、PayPay、PayB、auPAY、d払い

#### コンビニ納付

曜日を問わず24時間いつでも納付できます。

\*納付書1枚当たりの金額が30万円を超える場合は、スマホ決済、コンビニ納付は利用できません

#### 口座振替

【申込方法】納付書、預金通帳、届出印をお持ちの上、市内の金融機関で手続き、またはキャッシュカードと運転免許証など本人確認書類をお持ちの上、各課の窓口でペイジー口座振替受付サービスに登録

- \*口座振替が利用できない金融機関があります
- \*市外の金融機関での申込を希望される場合は、申込書が必要です
- \*市税・介護保険料の特別徴収(年金天引き)は口座振替への変更はできません

### 地方税統一QRコード(eL-QR)を利用した電子納付<市税のみ対応>

クレジットカード納付やスマホ決済アプリで納付することができます。

市指定金融機関以外の全国の「地方税統一QRコード対応金融機関」窓口でも納付できます。

納期限までに納付しなかった場合、督促手数料を加算した督促状が発送され、年8.7%(令和6年中)の割合で延滞金がかかります。納期限までに納付できない特別な事情がある場合は、下記問合先へご連絡ください。

|      |                        |                |          |
|------|------------------------|----------------|----------|
| ◆問合先 | 市税の課税について              | 市役所税務課         | ☎44-3307 |
|      | 市税の納付について              | 市役所納税促進課       | ☎44-3310 |
|      | 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料について | 総合福祉センター国保医療課  | ☎79-7528 |
|      | 介護保険料について              | 総合福祉センター介護福祉課  | ☎79-7521 |
|      | 各保険料の納付について            | 総合福祉センター保険料収納課 | ☎43-7109 |